

清瀬市防犯機器等購入緊急補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の防犯に関する機器を設置し、又は購入した市民に対し、その費用の一部を補助することにより、市民の防犯意識の向上と防犯対策の推進を目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「本補助金」という。）は、居住している住宅（清瀬市内に存するものに限る。以下同じ。）に対し、侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器の設置又は購入を行う、世帯の世帯主または、これに準ずるもの。（以下「補助対象者」という。）に交付する。

(補助金の交付対象等)

第3条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1から別表第2の補助対象欄に掲げる防犯機器の設置又は購入のうち、当該年度内に施工又は購入が完結するものに係る費用（当該防犯機器の設置に係る工事費等を含む。）とする。ただし、犯罪を未然に防止するために市長が特に必要と認める場合は、別表2に掲げるものに該当しない場合であっても補助金の対象とすることができる。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合は、本補助金の交付対象としない。

- (1) 共同住宅における共用部分への設置の場合
- (2) 購入以外の方法で取得した防犯機器等の場合
- (3) 住宅に併設されている店舗や事務所への設置の場合
- (4) 管理者や管理組合など住民以外が導入する場合
- (5) 転売・譲渡等を目的とする場合

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、本補助金の補助対象としない。

- (1) 機器の購入に伴う配送料等
- (2) 機器の交換等に伴う撤去費用・移設費用
- (3) リサイクル料・廃棄手数料等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

(補助金の金額等)

第4条 本補助金の交付額は、当該補助対象経費に別表第1に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が別表第1に掲げる補助上限額を超えるときは、当該補助上限額を本補助金の交付額とする。

(補助金の交付申込)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次に定める交付申込書等を提出することにより申込するものとする。

- (1) 清瀬市防犯機器等購入緊急補助金交付申込書
- (2) 防犯機器の製品名、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書等
- (3) 申込者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し
- (4) 施工後又は設置後の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1世帯1回までとし、当該年度の1月末までに行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申込があったときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、本補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該交付の可否について、清瀬市防犯機器等購入緊急補助金交付決定通知書又は清瀬市防犯機器等購入緊急補助金不交付決定通知書により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による本補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付方法)

第7条 市長は、前条における審査の結果、補助金の交付を決定し、その旨を通知したのから、清瀬市防犯機器等購入緊急補助金交付請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求書に記載された口座へ本補助金を振り込むものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、本補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定に付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、本補助金が交付された防犯設備等について検査を行い、又は申込者若しくは関係者への調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

住宅に対する防犯設備の設置

補助対象	補助率	補助上限額
侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器の中で、別表第 2 の補助対象項目にあげられたもの	1/2	令和 7 年度 上限 20,000 円 令和 8 年度 上限 10,000 円

別表第2（第3条、第4条関係）

補助対象項目一覧

	補助対象項目
1	防犯カメラの設置 ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。
2	カメラ付きインターホン
3	防犯フィルムの取付け（CP マークあり）
4	面格子の取付け
5	人感センサー、センサーライトの設置
6	玄関または窓への錠（補助錠も含む）の取付け
7	サムターンカバー・ロックカバーの取付け
8	防犯砂利
9	センサー付きアラームの取付け
10	ダミーカメラ